

雲仙市空き家バンク登録奨励金交付要綱

平成30年3月30日

雲仙市告示第27号

(目的)

第1条 市は、本市における空き家の有効活用並びに移住促進による人口増加及び地域の活性化を図ることを目的として、雲仙市空き家バンク登録奨励金を交付し、その交付については、雲仙市補助金等交付規則（平成17年雲仙市規則第42号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示において定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 雲仙市空き家等情報登録制度要綱（平成19年雲仙市告示第98号。以下「空き家等登録要綱」という。）第4条第2項の規定により登録された空き家等のうち、住宅又は店舗をいう。
- (2) 空き家登録者 空き家等登録要綱第4条第3項の規定による通知を受けた者のうち、住宅又は店舗について登録を受けているものをいう。
- (3) 空き家利用希望者 空き家等登録要綱第7条第3項の規定による通知を受けた者のうち、住宅又は店舗について利用を希望するものをいう。

(交付対象者)

第3条 この告示による奨励金の交付の対象となる者は、空き家登録者のうち、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 空き家登録者が登録している空き家について、空き家利用希望者との間で売買契約、賃貸借契約、使用賃貸契約等（以下「売買契約等」という。）を行っていること。
- (2) 売買契約等を行う空き家利用希望者が空き家登録者の3親等以内の親族でないこと。
- (3) 雲仙市税又は住所地の市区町村税の未納がないこと。
- (4) 前3号に規定するもののほか、市長が必要と認めること。

(奨励金の額)

第4条 この告示による奨励金の額は、1軒の空き家につき5万円とする。ただし、当該奨励金の交付は、1軒の空き家につき1回に限るものとする。

(交付手続)

第5条 この告示による奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、売買契約等の締結後60日以内に、雲仙市空き家バンク登録奨励金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。この場合において、規則第3条第1号及び第2号に規定する書類の添付は、同条ただし書に規定により省略するものとし、同条第4号の規定により添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 売買契約等の契約書の写し
- (2) 誓約書（様式第2号）
- (3) 雲仙市空き家バンク登録奨励金交付に係る調査承諾書（様式第3号）

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 前項の申請書は、規則第18条の規定により、規則第3条に規定する様式の特例として定めるものとする。

(交付決定)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、交付又は却下の決定をし、雲仙市空き家バンク登録奨励金交付決定（却下）通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

2 前項の通知書は、規則第18条の規定により、規則第5条に規定する様式の特例として定めるものとする。

(交付請求)

第7条 前条第1項の規定により交付決定を受けた者が、奨励金の交付を受けようとするときは、雲仙市空き家バンク登録奨励金交付請求書（様式5号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の請求書は、規則第18条の規定により、規則第12条第1項に規定する様式の特例として定めるものとする。

(その他)

第8条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。